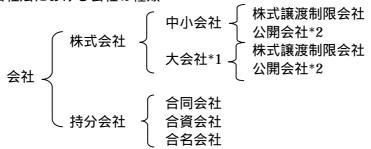
平成17年6月29日、新会社法が成立しましたので、その一部をご紹介いたします。

1. 会社法制の構成

• 現行の会社法制の構成は、商法第2編、商法特例法、有限会社法と各々別個に規定されたものから形成されています。このため、実務家にとっては利用しにくいものとなっていましたが、新会社法はこれらを一つにまとめ、カタカナ文語体からひらがな口語体で表記することとなりました。施行は平成18年5月が見込まれています。

2. 総則関係

新会社法における会社の種類



- *1 大会社とは、資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の株式会社
- *2 公開会社とは、株式譲渡制限会社以外の会社

現在「有限会社」である会社

新会社法では「株式会社」と「有限会社」とが一つにまとめられ、「株式会社」一本となります。そのため、新会社法施行後は、有限会社を設立することができなくなります。 既存の有限会社は、「株式会社」に移行するか、「特例有限会社」としてとどまるか、いずれかの選択をすることになります。

- ▶ 株式会社移行へのメリット
 - ・ 取締役会や会計参与を設置できる(信用力の付加)
 - ・ 合併の際の存続会社や会社分割の承継会社になれる(機動的な組織再編)
 - ・ 株式交換、株式移転ができる(機動的な組織再編)
- ▶ 特例有限会社継続のメリット
 - ・ 取締役の任期が無い(コストと手間の省略)
 - ・ 決算書を公告する必要が無い(コストと情報開示の省略)

現行の商法及び税法では、有限会社から株式会社への組織変更の際に、資産の評価益の計上が認められています。これにより期限切れが予測される繰越欠損金の有効活用と売却時の課税負担軽減が可能となります。新会社法施行後は、特例有限会社から株式会社への移行は単なる「商号の変更」となるため、この資産の評価替えは行えなくなると思われます。

3. 株式会社関係

- 最低資本金制度がなくなります。資本金1円でも株式会社を設立できます。ただし、 剰余金の配当等を行うためには、300万円以上の純資産が必要です。
- 新会社法では、株式会社の機関設計をかなり自由に選択できるようになります。

	会計監査人	株式譲渡制限の有無	取締役会	会計参与	監査役	監査役会	委員会
中小会社	設置しない場合	株式譲渡制限会社*1	設置しない場合*2	任意	任意*4 設置不可		不可
			設置する場合	いずれかを選択*3,*4			設置不可
		公開会社	設置必要	任意	いずれかを選択 ^認		双 直小凹
	設置する場合	株式譲渡制限会社*1	設置しない場合*2	任意	設置 設置不可		
			設置する場合	任意	いずれかを選択		
		公開会社	設置必要	江思			
大会社	設置が必要	株式譲渡制限会社*1	設置しない場合*2	任意	設置	設置	不可
			設置する場合	任意	いずれかを選択		
		公開会社	設置必要		設置不可	いずれた	かを選択

- *1 定款で、取締役の資格を株主に限定することや、取締役(委員会設置会社を除く)及び監査役の任期を選任後10年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結時まで伸張したりすることが可能。
- *2 取締役の人数は1人でも可能。
- *3 会計参与と、監査役又は監査役会を併設することも可能。
- *4 定款で、監査役(委員会設置会社を除く)の権限を会計監査に限定することが可能。

取締役会を設置せず、監査役の権限も会計監査のみに限定しますと、株主総会がかなり強い権限を持つこととなりますが、経営者の立場からしますと、敵対的な少数株主がいる場合にはあまり望ましい機関設計とは言えません。

また、取締役の任期を 10 年とした場合には、任期が長いため、任期の途中で取締役を解任することが 出てくるかもしれませんが、その際、残りの任期の報酬を損害賠償として請求される危険性があるので、 株主の立場からしますと、慎重に検討する必要があります。

- 新会社法では、会計参与という新しい機関が設けられます。すべての株式会社は、この会計参与を置くことができます。会計参与は、取締役と共同で、計算書類等を作成して、5年間保存し、株主等の請求に応じてこれを開示しなければなりません。会計参与になれるのは、公認会計士(監査法人含む)税理士(税理士法人含む)です。ただし、取締役、監査役等と兼務することはできません。会計参与は株主総会で選任され、株主代表訴訟の対象となります。また、その氏名は登記されることとなります。
- 現行の商法では株券発行が原則ですが、新会社法では株券不発行が原則となります。
- 利益処分案に代えて、株主資本等変動計算書を作成することになります。新会社法では、株主総会の決議によって、いつでも資本金、準備金、剰余金を増減させたり、自己株式を取得したりすることが可能となります。この期中における資本金、準備金、剰余金などの変動を記載した計算書類が株主資本等変動計算書です。

4. 持分会社関係

合同会社という新しい会社類型が設けられます。この特徴は、出資者の責任を有限責任としながらも、会社内部の自治が広く認められているため、出資額に関係なく、社員間で自由に利益の分配方法を決めることができる点です。また、定款の認証も必要なく、総会の招集等の細かい規制もありませんので、管理コストが低く抑えられます。

ここに紹介したのは新会社法の一部です。また、現時点では詳細が不明な箇所もありますが、ご興味のある方はご連絡ください。